

大正 14 年の貴族院有爵議員総選挙 —子爵議員選挙を中心に—

西尾 林太郎

要旨

大正 14 (1925) 年に実施された貴族院有爵議員総選挙は、第 2 次護憲運動を受けての貴族院改革後最初に実施された総選挙である。その選挙運動は加藤連立内閣が選挙規則改正をしないとの方針を決定した後、本格的に開始された。研究会—尚友会の幹部は世論の動向を考慮してか、子爵議員の老朽淘汰に努め、14 名という以前になく多い（従来は毎回数名程度）新選議員候補者を実質的な選挙ともいうべき尚友会における予備選挙に投入した。

はじめに

言うまでもなく、貴族院有爵互選議員すなわち伯爵・子爵・男爵議員の任期は 7 年であり、その総選挙は該当する年の 7 月に実施された。帝国議会の設置に先んじて実施された第 1 回総選挙（明治 23[1890] 年 7 月）以来大正末年に至るまで、それは 6 回行われた。なお、第 2 回目以降の総選挙について、互選によって選出される議員（いわゆる互選議員）全員の改選ということで、「総改選」とも称された。

ところで大正 14 年 7 月に実施された第 6 回総選挙は 2 つの意味で注目される。1 つは、「普通選挙」と「貴族院改革」の断行をスローガンとした第 2 次護憲運動の勝利者たる護憲 3 派内閣による貴族院改革後最初の総選挙であったことである。第 2 に、大正 14 (1925) 年の改革によって、伯爵・子爵・男爵議員の各定数が 18、66、66 とそれぞれ 1 割余り削減され、3 爵それぞれにおける調整に困難が予想された。

ではこの総選挙はどのように行われたであろうか。これを明らかにした研究は無いし、そもそも貴族院有爵互選議員の選挙過程に関する研究についても筆者は寡聞にして承知していない。

以下、明治憲法体制下最大の上院改革と言われる大正 14 年の貴族院改革まで、少なくとも貴族院の中心勢力であった子爵者たちの動向を中心に、この選挙の実態について明らかにしてみたい。

1. 伯子男爵議員選挙規則

男子普選の実施を可能にした衆議院選挙法改正案の成立と数の上での有爵議員の優位性を否定する貴族院令改正を実現させた第50議会が閉会したのは、大正14年3月31日であった。それから約半月後の4月半ば、来る7月10日に実施が予定される伯子男爵議員選挙に関する話題が早々と新聞に取り上げられている。例えば4月15日付『東京朝日』は「改選期の前に子爵議員の選考、新時代に処し内容充実の為老若朽者十数名整理されん」と題し、初期議会以来貴族院に議席を有した稲垣太祥以下16名の実名を挙げ、彼らが引退の俎上に挙げられるであろう、と報じている。

しかし、ここで貴族院各会派の最大の関心は「貴族院伯子男爵議員選挙規則」（伯子男爵議員は各爵別の互選によったから、その選挙に関する規則は政界を含め広く「伯子男爵議員互選規則」と呼ばれた）の改正がなされるか否か、ということであった。すなわち、有爵互選議員の定数は改正された貴族院令によって伯爵・子爵・男爵議員それぞれ18、66、66と定められたので、各会派の関心はそれぞれの組織の維持を可能とする選挙＝互選が既存の方式によって行われ、各会派がそれぞれ予定する当選者数を獲得できるかどうかという点に移っていた。それは従来通りの定員連記によるかどうかという一点にあった。

よく知られているように、この選挙は各爵別に実施され、委託投票も認められ、それぞれ定数分だけの連記投票、いわゆる定員連記によっていた。そこで各爵別に有権者を組織し、当選を請け負う団体が存在した。例えば子爵者については尚友会があり、総選挙・補欠選挙を問わず、尚友会の幹部が候補者を決め、会員にその都度投票する人物を「推薦」した。

この「推薦」は指示と同義語である。尚友会は全子爵者の大半を会員として組織していたから、同会幹部は選挙のたびに意中の人物を当選させることができたのである。ほとんどの場合、当選した子爵議員は研究会に入会したので、尚友会は研究会所属の子爵議員の実質的な選挙母体であり、リクルート機関であった。研究会の幹部は尚友会の幹部を兼ねることが多く、その場合幹部は議席と引き換えに議員の院内での行動を制約した。研究会総会による決議拘束がその最たるものであった。研究会は貴族院の最大会派であり、研究会の動向が貴族院のそれを左右した。こうして研究会の幹部は尚友会の幹部を兼ねることにより、貴族院の動向について大きな影響力を行使したのである。

同様に男爵者については、院内会派として公正会があり、選挙母体として協同会があった。かくして研究会幹部と同様、公正会幹部も伯子男爵議員選挙規則の改正の可能性について気を揉むことになる。因みに4月17日付『東京日日』はこの点について次のように報じている。「互選規則を改正し従来の連記を単記または制限連記にするといふ説もあつてこの互選規則の改正如何は今回の選挙に重大なる影響を与へるので貴院方面でも政府の態度に深甚なる注意を払つている。」

「深甚なる注意を払つている」のは枢密院もまた同じであった。伯子男爵議員選挙規則（俗に「伯子男爵議員互選規則」）は勅令である。従って内閣がその制定・改廃の発議に当たったが、枢密院の審議を経て、その了解を得ることが不可欠であった。

4月15日に開催された枢密院本会議では、貴族院令改正案が再度審議に付された。同院の了解を経て内閣により貴族院に提出された貴族院令改正案が貴族院で修正されたため、当該

部分について枢密院の了解を得るためである。この本会議席上、貴族院議員時代から貴族院改革論者であった江木千之顧問官は、「今貴族院ノ修正ヲ見ルニ更ニ不徹底ナルノ感ヲ深クセザルヲ得ス。乍併之ニ関連セル互選規則ノ改正ニ由リテハ幾分カ本改正ノ効能ヲ發揮スルコトアルヘシト考フ。就イテハ互選規則ノ改正ニ付内閣総理大臣ハ如何ナル意向ヲ有セラルルカヲ承知シタシ」⁽¹⁾と発言し、貴族院令の改正による今回の貴族院制度改革だけでは不十分であり、さらに「互選規則ノ改正」と暗に伯子男爵議員選挙規則の改正が不可欠であると主張した。これに対し、加藤首相は「コノ事ハ政府ニ於テ目下詮議中ニシテ今日ノ所何トモ答弁スルコトヲ得ス、今暫ク御猶予ヲ請フ」⁽²⁾と答えるに止まった⁽³⁾。

このように加藤が態度を明確にしなかったのはいくつかの理由が考えられる。一つは世論の動向に対する配慮と与党対策のためであろう。護憲三派は普通選挙と貴族院改革の実現を金看板として衆議院総選挙を戦い連立政権維持の根拠としてきたからである。『加藤高明伝』はこの点について次のように述べる。「貴革問題が未だ騒がしかつた4月25日、互選規則改正に関する新聞記者の質問に答へて『実際政治と云ふものは左様に簡単なものではない』と言つたが、大体に於いて伯の対貴族院態度は不徹底と定評されたほど軟弱に見えて妥協的であった」⁽⁴⁾。

また、貴族院各派を牽制するためでもあったかと思われる。4月17日付『東京日日』が報じたように、貴族院各派は伯子男爵議員選挙規則(いわゆる互選規則)を巡る政府の態度に「深甚なる注意」を払っていた。因みに、このような明確さを欠く加藤の態度や政府の対応に対し、来るべき総選挙への迅速な準備を考えていたであろう研究会の領袖水野直は、「大なる不平を唱え」⁽⁵⁾ていた。

不満であったのは貴族院側ばかりではない。先に見たように、逆の意味で不満であったのは枢密院の一部の顧問官たちであった。4月15日の本会議に続き、6月2日に開催された、多額納税者議員互選規則改正案と学士院議員互選規則案の第1回精査委員会の席上、両規則案の審議そっちのけで江木千之、倉富勇三郎、富井政章、山川健次郎、有松英義の各顧問官が伯子男議員互選規則不改正とする政府の姿勢を異口同音に批判する質問を展開した⁽⁶⁾。

同様に政友会の若手中堅党员や院外団もまた不満を露わにしていた。4月19日続く4月23日、政友会の東武、岩崎勳両総務委員は江木書記官長、加藤首相、若槻内相を歴訪して有爵議員・学士院議員・多額納税者議員の互選規則について政府の方針を質した⁽⁷⁾。これに対し、江木や加藤は「考慮調査中」を繰り返した⁽⁸⁾。東、岩崎の目的が政府の伯子男爵議員選挙規則改正の意思の有無を探ることであったことは明らかである。その翌日、政友会本部に山本悌二郎、武藤金吉、藤田包助、坂井大輔、石井三郎、森恪、山口義一、石井謹吾、有馬頼寧、春日俊文(直近の第15回総選挙で落選)らの現職及び前衆議院議員が集まり、貴族院改革実行委員会と称して会合を持ち、伯子男爵議員選挙規則改正について協議し、政府および党幹部に対し改正に向け「鞭撻督励」⁽⁹⁾することを申し合わせている。彼らは今回の貴族院改革を中途半端と捉え、その後も伯子男爵議員選挙規則や議院法の改正の必要性を、政界各方面にそして新聞等メディアに訴えて行くのである。

ところで、加藤内閣が伯子男爵議員選挙規則を改正する可能性は少ないとの観測が広まる中で、5月1日に首相官邸において、現行通りで行く旨が江木内閣書記官長を中心に決定さ

れた⁽⁴⁰⁾。この日、江木、塚本清治内閣法制局長官、金森徳次郎法制局参事官、川崎卓吉内務省警保局長、潮同恵^{けい}の輔地方局長、堀切善次郎同土木局長らが参集し、選挙資格、年齢、単記制・連記制などの問題について協議し、「大体現行制度通りといふことに意見の一致をみた」⁽⁴¹⁾。江木、塚本、金森は帝国学士院会員互選議員選挙規則の起草および多額納税者議員互選規則改定案作成の、川崎・潮は多額納税者議員互選規則作成のそれぞれ政府側の担当者であった⁽⁴²⁾。堀切は別に触れたように先年ヨーロッパの上院制度について研究し、資料集を刊行したばかりであった。帝国学士院会員互選議員選挙規則案と多額納税者議員互選規則改正案についてそれぞれ議論をした際、伯子男爵議員選挙規則改正の有無を含め政府の最終方針が議論され、決定されたものと思われる。

こうした政府部内の動きに対し、政友会の一部では強い反発が見られた。すなわち、5月9日に幹部顧問連合会が党本部で開催されたが、席上、伯子男爵議員選挙規則改正問題に関して山本悌二郎と春日敏文とが政府の態度を難じ、強硬に反対意見を述べた⁽⁴³⁾。結局、幹部顧問連合会は「貴革問題中予算審査期間の設定有爵互選規則の改正等はお残された問題として今後遂行を期さねばならぬ問題でこれを打ち切る勿論ことは勿論できない」⁽⁴⁴⁾としたが、7月の改選期前に実現することは困難である、ということで大筋の合意を得た。

2. 幹部案

これより前、すなわち4月23日、尚友会は東京芝にある料亭「紅葉館」に総会兼春季懇親会を開催し、続いて4月28日同会は京都支部主催の京都支部総会兼春季懇親会を京都円山公園の料亭「左阿彌」で開いた。後者は東京本部と旧公卿を中心とする京都支部の幹部との意見交換の場でもあり、今回は東京から研究会筆頭常務委員近衛文麿、伯爵では堀田正恒、小笠原長幹、酒井忠亮、子爵では水野直、八条隆正、前田利定、牧野忠篤ら幹部たちがそれぞれ参加した⁽⁴⁵⁾。東京と京都での総会兼懇親会において7月の総選挙の候補者選定に関する会員たちの要望などを受け、5月に入るとその予備選挙すなわち予選の候補者選考に向け研究会一尚友会の幹部たちは動き始めた。

5月1日午後5時、京都支部の総会・懇親会に参加した水野、八条が青木信光を牛込河田町の自宅に訪ねた。彼らは懇親会の様子や京都支部幹部の意向等を青木に報告した後、三者で今回の総選挙に関し種々協議した結果、幹事としての候補者推薦名簿原案を作成し、5月下旬に評議員会を開催して予選候補者を決定し、6月上旬に総会を開いて正式に候補者を決定するとの方針を申し合わせた⁽⁴⁶⁾。この原案作成にあたったのは青木、水野、酒井忠亮、牧野、八条である。八条は京都支部を代表する意味合いがあった。

そもそも4月23日に開催された尚友会総会は例年になく100余名の参加者があり、中には来るべき総選挙に出馬したいとの意向を持つものが多数おり推薦候補者問題について種々意見が交換された。「大体において前例に依り人物本位を以て公平に選考すべしといふ意見が多数を占めて居た」が、この日は特になんら決することなく散会した⁽⁴⁷⁾。続く4月28日開催の京都支部での総会(48名参加)を終え、研究会一尚友会幹部による推薦候補者の選考が本格化した。「人物本位を以て公平に選考」される新選議員候補の希望者が多数いるなかで、この作業に当たったのは青木、水野、牧野、酒井、前田、八条の6名である。彼ら

の作業は再選辞退者と新選議員候補者のそれぞれについて具体的に人物を選択することであり、特に前者について、できるだけ多くの人物を選択し⁽⁴⁸⁾、該当するそれぞれの人物に辞退・勇退を受け入れさせることであったと思われる。

要するに、尚友会にとって、ある程度の新人候補の推薦数に定員削減分を加えると、来る 7 月の総選挙において 20 名前後の子爵議員を再選させないことになる。すなわち 7 人の定数減分に加え、例えば新人候補者数を 10 とした時、17 名の議員について再選させないことになるのである。現行の 73 名の子爵議員中 17 名を再選しないとすれば、勇退・再選辞退率は 23.3 パーセントとなる。前回（大正 7 年）の勇退・再選辞退者は 4 名で、勇退・再選辞退率は 6 パーセントであった。前回と比べた時、この数字の持つ意味は大きいと言わざるを得ない。

ここで、第 2 回総選挙以来この選挙までの子爵議員の再選率を考えてみたい。

任期を満了するに当たり、特別な事情でもない限り大半の議員は再選を考えるであろう。

特に、旧小藩大名家当主が多い子爵団においては、ことのほかそうであった。当選請負団体である尚友会が暗躍する所以である。次表の議員定数であるが、総選挙に直近する過去の議会の子爵議員の定数である。大正 14 年について言えば、この選挙後の議員定数すなわち新議員定数は 66 であるが、直近の第 50 議会終了時の子爵議員の定数が 73 で、再選希望者は 73 名中のひとりとして尚友会協議員会から「推薦」を受けねばならない。明治 30 年の総選挙は再選請負団体として尚友会が最初に迎えたそれであった。明治 44 年の総選挙では、研究会—尚友会体制に対して談話会が成立し、会員数の上でも尚友会に肉薄した⁽⁴⁹⁾。今回の大正 14 年の総選挙では、再選率は尚友会最初の総選挙の際のそれに戻っている。再選率に限って言えば、この選挙は〈異常〉なのである。尚友会幹部は再選の対象者を例年になく大きく絞り込んだ。

〈第 1 表〉子爵議員の再選率

	再選者数	議員定数	再選率
明治 30 (1897) 年	48	70	68.6%
明治 37 (1904) 年	60	70	85.7%
明治 44 (1911) 年	55	70	78.6%
大正 7 (1918) 年	66	70	90.4%
大正 14 (1925) 年	51	73	69.9%
昭和 7 (1932) 年	56	66	84.8%

「青票白票」第 55 号⁽²⁰⁾ のデータをもとに筆者作成

第 2 次護憲運動以来の世論の動向を考慮して、研究会—尚友会の幹部は新人をある程度まとめた数だけ推薦し、当選させる必要があると考えたであろうか。であるとすれば、幹部はどのようにして 20 名前後の勇退・再選辞退者を出すのか。

青木・水野らによるいわゆる幹部案が、6 月 5 日午後 3 時に研究会事務所において開催される尚友会協議会の審議にかけられることになった。この協議会のメンバーは評議員と幹事

からなり、尚友会の実質的な意思決定機関である。

その幹部案は次のように3通りあった。①貴族院令の改正に伴い、子爵議員は7名減員されるので、新選議員を8名として合計15名を再選辞退者とする。②同様に減員分7に加えて新選議員を13名内外として合計20名内外を再選辞退者とする。③同じく減員分7に加えて新選議員を18名内外として合計25名内外を再選辞退者とする。この3案を無記名投票にかけ、一案を選択した後「整理すべき人員、新候補者らを具体的に決定する」⁽²¹⁾というのが、幹部の意思である。以上のように報じた『東京朝日』はさらに「大体は第2案を採用し、新選議員は14,5名とするのが穏当であろうとの意向が多いからこの辺に落ち着くであろう」⁽²²⁾と観測している。

これより前、すなわち6月1日、研究会は1日までに勇退を幹部に申し出た伏原以下10名を公表し、さらに5,6名追加されるとした⁽²³⁾。尚友会では青木・水野ら6名の幹部の〈努力〉により、総会・懇親会の開催からほぼ1か月経過した時点で15,6名の勇退・再選辞退者を公表した⁽²⁴⁾。要は第2案で決着する目途がたったのである。

3. 引退者と新選議員候補者

これを受け6月5日午後3時研究会事務所において評議員会が開催された。それはまた、評議員会に青木ら3名の幹事が加わり、評議員と幹事による協議会という形での開催であった。6月6日付『東京朝日』によると、その日の参加者は次の通りである。

評議員

青山幸宜、京極高德、山口弘達、稲垣太祥、松平直平、牧野忠篤、酒井忠亮
伊集院兼知、前田利定、大河内正敏、伊東裕弘、渡辺千冬

幹事

青木信光、水野直、八条隆正

以上の参加者によって、引退するものとそれに代わる新議員候補者・同次点が次のように決定された。

「自発的引退者」(11名)

堀河護麿、大宮以季、鍋島直虎、永井尚敏、唐橋在正、山口弘達、松平乗承
松平乗長、伏原宜足、青山幸宜、京極高德

「引退を求めらるる者」(10名)

竹屋春光、大給近孝、六郷政賢、松平直徳、森清、細川立興、土方雄志、
堤雄長、丹羽長徳、蒔田広城

新議員候補者(14名)

大久保立、小倉秀季、保科正昭、花房太郎、石川成秀、森俊成、岩城高德
鍋島直縄、膳所篤秀、三室戸敬光、舟橋清賢、松平康春、綾小路護、瀧脇宏光

同次点者

東園基光、井伊直方、植村家樹、土岐章、高島友武、梅小路定行、伊東二郎

「自発的引退者」「引退を求めらるる者」それぞれについて、出自および生年月と子爵議員就任年月を表にしたものが、それぞれ第2表、第3表である。自発的に引退を申し出たとき

れる14名の議員中6名が初期議会経験者であり、そのうち鍋島、唐橋、山口、青山の4名は第1回総選挙(明治23年7月実施)の当選者である。さらに鍋島と山口は研究会設立以来の会員である。明治40年代に議員となった松平乗長と京極高備を別にすれば、他の全議員すなわち12名の議員は総選挙か補欠選挙の差こそあれ、明治20年代か30年代に貴族院議員選挙に当選し議席を得ている。従って彼らは大正14(1925)年の総選挙までに、20～35年もの長期間にわたり貴族院に議席を維持し続けてきた。また年齢的にも60歳以上が7名と、11名の引退者の大半を占めている。こうして見ると、「自発的引退者」の大半については老朽淘汰であると言える。

〈第2表〉「自発的引退者」

	氏名	出身	生年・月	年齢	議員就任
1	堀河護磨	旧公卿	明治6(1873).8	51	明治35.7
2	大宮以季	旧公卿	安政5(1858).2	67	明治30.7
3	鍋島直虎	旧肥前国小城藩主家	安政3(1856).2	69	明治23.7
4	永井尚敏	旧美濃国加納藩主家	明治4(1871).9	53	明治30.7
5	唐橋在正	旧公卿	嘉永5(1852).11	72	明治23.7
6	山口弘達	旧常陸国牛久藩主家	万延1(1860).3	65	明治23.7
7	松平乗承	旧三河国西尾藩主家	嘉永4(1851).12	73	明治23.7
8	松平乗長	旧美濃国岩村藩主家	明治1(1868).10	56	明治43.8
9	伏原宜足	旧公卿	弘化2(1845).5	80	明治26.3
10	青山幸宜	旧美濃国郡上八幡藩主家	安政1(1854).11	70	明治23.7
11	京極高備	旧讃岐国多度津藩主家	明治6(1873).7	52	明治43.10

尚友倶楽部編・刊『研究会所属貴族院議員録』(1978年)を参照して作成

〈第3表〉「引退を求めらるる者」

	氏名	出身	生年・月	年齢	議員就任
1	竹屋春光	旧公卿	明治16(1883).3	42	大正7.7
2	大給近孝	旧豊後国府内藩主家	明治12(1879).7	46	大正4.12
3	六郷政賢	旧出羽国本庄藩主家	明治5(1872).2	53	大正9.8
4	松平直徳	旧播磨国明石藩主家	明治2(1869).7	56	明治36.1
5	森清	旧鹿児島藩士、森有礼嗣子	明治8(1875).12	49	明治41.3
6	細川立興	旧肥後国宇土藩主家	明治4(1871).8	53	明治41.4 大正4.8
7	土方雄志	旧伊勢国菰野藩主家	安政3(1856).8	68	明治23.7 大正7.7
8	堤雄長	旧公卿	明治3(1870).11	54	大正5.6
9	丹羽長徳	旧陸奥国二本松藩主家	明治6(1873).8	51	明治44.7
10	蒔田広城	旧備中国浅尾藩主家	明治14(1881).8	43	大正8.12

尚友倶楽部編・刊『研究会所属貴族院議員録』(1978年)を参照して作成

第3表は協議委員会の審議を経て引退させられる議員の一覧表である。細川と土方は初当選以来大正14年の総選挙まで議員としての空白期間がある。細川は明治41年4月に実施された補欠選挙で当選したが、明治44年7月の総選挙では候補者になれなかった。その4年後の大正4年8月の補欠選挙で2度目の当選を果たし、大正7年7月実施の総選挙での当選を経て大正14年に至った。土方は第1回総選挙に当選し任期を全うした。しかし第2回から第4回の総選挙では再選されず、大正7年の第5回総選挙で再選され、大正14年の総選挙を迎えている。引退を求められた者は、土方雄志、松平直徳を除き初当選が明治40年代か大正期であり、議員在任期間が10年未満の者も目立つ。年齢も40歳台か50歳台である。それからすれば、68歳の土方以外はおそらく再選を希望したであろう。ことによれば土方も希望したかもしれない。新議員候補者と比べると、六郷や土方がそれぞれ東京帝室博物館技手、台湾総督府書記といった定職に就いていたようだが、竹屋（大正5年内閣総理大臣秘書官）、大給（皇子浴場の儀鳴弦控）、松平（不詳）、森（不詳）、細川（皇子浴場の儀鳴弦）、堤（大喪使祭官）、蒔田（不詳）らは不詳であるか、少なくとも職業に限っては臨時職に就いていたようである⁽²⁵⁾。

これに対し新議員候補者は殆どの者が大学等の高等教育機関を卒業し、定職に就いていたし、現に就いている。

〈第3表〉新議員候補者

	氏名	出身	生年・月	年齢	職業、学歴
1	大久保立	旧幕臣、 大久保一翁嗣子	明治4（1871）.4	54	海軍造船中将、 大正12年予備役
2	小倉英季	旧公卿	明治5（1872）.11	52	陸軍歩兵大佐、 大正10年予備
3	保科正昭	旧上総国飯野藩主家	明治16（1884）.10	40	東大理学部、 農商務技師
4	花房太郎	旧岡山池田藩士、 花房義質嗣子	明治6（1873）.4	52	海軍少将、 大正12年予備役
5	石川成秀	旧伊勢国亀山藩主家	明治19（1886）.7	39	学習院高等科、 元宮内省職員
6	森俊成	旧播州三日月藩主家	明治20（1887）.1	38	京大法学部、私大講師
7	岩城隆徳	旧出羽国亀田藩主家	明治23（1890）.6	35	東大理学部、元印刷会社 社長、内務省囑託
8	鍋島直縄	旧肥前国鹿島藩主家	明治22（1889）.5	36	東京外語、 第百六銀行頭取
9	税所篤秀	旧鹿児島藩士	明治5（1882）.8	42	東洋大学、 第十五銀行行員
10	三室戸敬光	旧公卿	明治6（1873）.5	52	明治法律学校、 宮中顧問官

11	舟橋清賢	旧公卿	明治 24 (1891) .12	34	京大法学部、日銀行員
12	松平康春	旧美作国津山藩主家	明治 25 (1892) .1	33	東大理学部、無職
13	綾小路護	旧公卿	明治 25 (1892) .10	32	京大経済学部、 第十五銀行行員
14	瀧脇宏光	旧上総国桜井藩主家	明治 21 (1888) .12	36	東大法、鉄道省職員

尚友倶楽部編・刊『研究会所属貴族院議員録』（1978）年及び大正 14 年 6 月 6 日付『東京朝日』を参照して作成

新議員候補者は 3 名の予備役に編入された軍人と一人の宮中顧問官を除き、いずれも大学などで高等教育を受け、松平以外は銀行関係など手堅い職業を持っている。「普選後の衆議院に対抗するためには貴族院に対しても相当新勢力を注入し、改造されたる貴族院を組織し真に新時代に処する新貴族院を構成する必要があるとの主張が頻りに少壯の有爵議員間に唱道され、この主張は相当幹部を動かしている」⁽²⁶⁾ ようでもあった。今回の新たな動きはこうした事情の反映であったかもしれない。また、後日青木信光は新選議員中に「政党的色彩のあるものは一人もない」⁽²⁷⁾ と語っているが、候補者選抜にあたり、元軍人、銀行員、官吏という非政党性が重要な基準として考慮されたようでもある。

3. 予選会と本選挙

ともあれ、6 日の協議会で「自発的引退者」「引退を求めらるる者」合わせて 21 名を引退させることを申し合わせ、無記名投票により引退させられる現議員（「引退を求めらるる者」）と新議員候補者を決定した⁽²⁸⁾。次点は東園基光（元富山県知事）ら 7 名であった。以上の結果を受け、尚友会子爵部は 6 月 11 日午前 10 時、研究会事務所において予選会を開催し、協議会が推薦した 66 名の候補者について無記名投票を実施した。開票の結果、有権者総数 348 名中委託投票を含め 184 票の多数を以て推選候補者 66 名全員の「当選」が決まった。開票終了後、再選者を代表して稲垣太祥、新選者を代表して大久保立がそれぞれ挨拶をした。なお、推薦候補者の一人であった勘解由小路資承が 6 月 18 日に死去したため、次点者の東園が繰上げ当選となった。

さて、有爵互選議員の本選挙はすでに触れたように 7 月 10 日に実施されることになっていた。それはこの日午前中に華族会館で実施された。以下のように投票時間をずらしての選挙である。伯爵議員選挙：管理者－伯爵松平直亮・午前 7 時～ 9 時、男爵議員選挙：管理者－男爵中村雄次郎・午前 8 時～ 10 時、子爵議員選挙：管理者－清浦奎吾・午前 10 時～正午。

この選挙結果について、青木信光は次のように言う。

我が子爵団では最初候補者の選考に就いては最も慎重なる態度を以て情実を排し人物本位を第一義として予選候補者を推薦しこれを無記名投票に依つて決定した。この手続きを踏んではいるものの選挙の結果如何に変わつて行くかに就いては相当心配した。然し開票の結果を見ると有権者総数 347 票中 342 票の投票があり棄権は僅かに 23 票に過ぎぬ。投票の中に無効が 2 票あったが、これは単なる偶然の過失からきたものらしく候補者は全て 321 票（五辻子だけは 320 票）といふ大多数を以て当選したといふことは同族間に差したる不平もなく最も円満平静中に今度の選挙が執行されたといふ何よりの証拠

ではあるまいか⁽²⁹⁾。

青木はこのように尚友会が今般の貴族院令改正後も、何等変わることなく子爵界を支配できていると強調するが、研究会が貴族院内において改正以前同様に諸会派を圧倒し、その議員推薦母体・尚友会が子爵界に君臨できるかは、不確定であった。すなわち、総選挙を前に、研究会・尚友会所属の男爵議員 20 名が大挙して退会し、男爵議員の会派である公正会とその選挙母体・協同会に戻っていた。

これより 3 年前、すなわち大正 11 年 4 月 5 日、男爵議員の会派・親和会が成立し研究会所属の 10 名の男爵議員もこれに参加したが、同会所属の男爵議員は協同会でなく、尚友会男爵部に属した。親和会は議員補欠選挙に候補者を立て研究会に対抗し、男爵部の参謀に水野直がなり「研究会中の男爵議員を合せ自ら陣頭に立って青木信光子と協力同心、昼夜の別なく、親和会の為に奮闘」⁽³⁰⁾したのである。しかし、水野たちの思惑は外れ、尚友会男爵部の会員数が協同会のそれを上回ることはなく、親和会は解散に追い込まれた。一時尚友会に属した男爵たちの大半が切り崩し等により協同会に戻ったが、藤堂高成、黒川幹太郎、真田幸世、安藤直男、竹腰正己の 5 名の男爵議員は選挙母体を尚友会としたまま、自ら所属する会派を再び研究会としたのである。従って研究会が公正会との対立を続ける限り、この 5 名の男爵の大正 14 年の総選挙での再選は絶望視されていたのである。5 名の再選問題もさることながら、一時は 25 名余の男爵議員を加えることによって、研究会は会員数 170 を数える大会派となったが、総選挙を前にして 20 名の男爵議員の離脱により会員数は 150 となった。このこともまた、研究会にとって大問題なのであった。すなわち、総選挙で公正会一協同会が男爵議員 66 名をほぼひとり占めし、公正会が幸三派（公正会、同成会、茶話会）の中核として研究会による貴族院支配体制に挑戦する可能性が出て来たのである。

むすびにかえて

研究会一尚友会体制が政界に連動する子爵界への支配を確立したのは日露戦争前後のことである。そして、貴族院において研究会が官僚派勢力と目された幸俱樂部（幸三派）と提携することにより、貴族院多数派として同院を動かしたのは日露戦争前後から桂園内閣期を経て大正初年に至る時期である。この体制はまさしく桂園内閣期に政党勢力により大きな挑戦を受けることとなった。談話会の出現である。談話会勢力は、一時尚友会勢力に少なくとも人数の上で肉薄したが、結局は自壊した。研究会一尚友会体制は原内閣出現直前に伯爵団を糾合し、さらに大きな政治力を持つに至る。

しかし、拡大し、より強力になった研究会は原内閣下において幸三派との提携を解消して、上院の枠を超え、衆議院の政友会と提携するに至る。そしてさらに、研究会一尚友会は水野直が主導して男爵グループに覇を唱えようとする公正会一協同会を潰しにかかり、その挑戦に失敗した後で迎えたのが、今回の第 6 回総選挙であった。

5 月上旬に政界の耳目を集めた選挙規則改正問題が不改正と決着したころより、青木、水野、八条ら研究会・尚友会幹部を軸に総選挙の候補者選びの作業が進められた。前回の総選挙と比べ貴族院を取り巻く状況は厳しく、子爵議員選挙に限っては、彼らは老朽淘汰と「能力主義」の観点から候補者を選択した。そのため、第 1 議会以来の鍋島直虎ら 4 名の最古参議員

をはじめ 11 名が再選されず、研究会への貢献度・健康・能力主義等の観点から 10 名が投票という手段によって被再選者から排除された。その結果、21 名の引退者を確保した尚友会は新たに 14 名の新選候補者を擁した結果、再選率を大きく低下させることとなった。この事について、『東京日日』は男爵議員によって構成される公正会およびその選挙母体協同会と比較しつつ「廿一名の首をはねて十四名の新顔を揃へてしかもその門地経歴学歴等について吟味しても矢張り相当な人物なのに比べると」⁽³¹⁾と述べ、それを可能にした 2, 3 の研究会・尚友会幹部は「全然愚盲でない」⁽³²⁾と、青木、水野らを評価している。この評価の当否はともかく、青木、水野ら研究会－尚友会の領袖は、第 2 次護憲運動以降の貴族院に対する厳しい世論の動向をそれなりに考慮したのではなかったか。

注

- 1) 国立公文書館所蔵『枢密院会議議事録』第 37 卷（東京大学出版会刊、1987 年）、62 ページ。
- 2) 同上。
- 3) 大正 14 年 4 月 16 日付『東京日日』は、4 月 15 日に開催された枢密院本会議で、伯子男爵議員互選規則・多額納税者議員互選規則の改正案と学士院互選勅任議員選挙規則案との諮詢が未だに枢密院にない理由は何か、と「某顧問官」が質問し、これに対し加藤首相は「この点は関係する処頗る重大なるを以て政府は考慮中なり」と答えるに止まった、と報じた。すなわち「加藤首相は、政府は目下各案共折角調査審議中なる旨を答え、更に某顧問官より貴族院改革問題中の最重要事項に属する伯子男爵議員互選規則中の選挙方法特に現在の連記制を単記制または制限連記制に改正するの有り無に付き政府の意思を繰り返し追窮したるに加藤首相はこの点は関係する処頗る重大なるを以て政府は考慮中なりと答へていずれとも政府の態度を明らかにしなかつたそうであるが、、、」（「伯子男爵議員互選規則中～政府は考慮中なり」まで傍点あり）と同紙に記されている。しかし、『枢密院会議議事録』で確認すると、「某顧問官」が伯子男爵議員互選規則について連記制か単記制かなどについて問題にしているような発言は見当たらない。某顧問官すなわち江木千之が具体的に「研究会」という実名を挙げ、それを問題にしたのは 2 か月後の 6 月 15 日の枢密院会議の席上である。4 月 15 日の枢密院会議の終了後、取材を受けた江木が『東京日日』の記者に大きく脚色して語ったか、記者が互選規則改正の世論を盛り上げようと江木の名を語ってその記事を書いたのかもしれない。
- 4) 伊藤正徳編『加藤高明伝』下（1929 年刊）、652 ページ。
- 5) 「松本剛吉政治日誌」（岡義武他編『大正デモクラシー期の政治』岩波書店、1959 年）大正 14 年 4 月 7 日の条
- 6) 大正 14 年 6 月 3 日付『読売』。
- 7) 大正 14 年 4 月 24 日付『東京日日』
- 8) 大正 14 年 4 月 24 日付『東京日日』
- 9) 大正 14 年 4 月 25 日付『東京日日』
- 10) 大正 14 年 5 月 2 日付『東京日日』
- 11) 大正 14 年 5 月 2 日付『東京日日』
- 12) 前掲『枢密院会議議事録』第 38 卷、3 ページの「委員」欄の記載による。
- 13) 大正 14 年 5・10 日付『東京日日』
- 14) 大正 14 年 5・10 日付『東京日日』
- 15) 大正 14 年 4 月 29 日付『東京日日』
- 16) 大正 14 年 5 月 2 日付『東京日日』
- 17) 大正 14 年 4 月 24 日付『東京朝日』
- 18) この時、旧公卿であり、明治末年に反く研究会－尚友会運動の一角を担った子爵梅小路定行は明治 44 年の総選挙の候補者に挙げられることはなかった。その後、何回かの補欠選挙や大正 7 年の総選挙にも候補者になることなく、大正 14 年に至った。大正 14 年の総選挙に候補者として臨もうとした梅小路の述懐した内容を纏めると次の通りである（尚友倶楽部編『水野直子を語る・水野直追憶座談会録』、243～246 ページ）。再度子爵議員への就任を強く希望した梅小路は友人たちの助言により、水野直の了解を得るため水野が政務次官を勤める陸軍省や小石川の自宅を何度か訪問した。何回かに渡った面談により、梅小路の希望を了承した水野は公卿華族の実力者である入江為守の了解を得よう求めたという。梅小路と入江は遠い姻戚関係でもあった。水野は入江から話があったら了解する手筈になっていると言い、「○が頭を振るとなかなか面倒になる」という意味の語句が何度も水野の口から出てきた。「○○が頭を振るとなかなか面倒になる」という「難関」を克服したことが梅小路の選挙出馬を可能としたように思わ

- れる。研究会－尚友会という組織における意思決定での重要な要素は、尚友会はもとより、子爵グループの姻戚関係、公卿華族－武家華族などさらに小集団の有力者の了解であり、少なくとも異論が無いということであったと思われる。なお、梅小路はこの総選挙では候補者に挙げられることはなく、3年後の昭和3年の補欠選挙（水野直の死去に伴って実施）で候補者となり、当選した。
- 19) 談話会については拙稿「談話会の成立－明治末年における華族の政治活動－」（日本法政学会50周年記念『現代政治学の課題』、343～363ページ所収、2006年、成文堂）を参照されたい。
- 20) 「改選時に於ける再選者数と新選者数」（『青票白票』第55号〔尚友倶楽部編『青票白票』柏書房、1990年、426ページ、所収）。なお、同誌は侯爵松平康昌（福井松平家当主）らを中心に貴族院議員によって昭和8年6月から昭和15年10月まで編集・刊行された。
- 21) 大正14年5月25日付『東京朝日』
- 22) 同上
- 23) 大正14年6月2日付『東京朝日』
- 24) 今回、幹部たちがどのような手段によったかは不明であるが、前回の大正7年の総選挙の際に大正7年4月17日付『東京朝日』が報じたところによると、従来「醜悪なる運動」がなされ、「引退料の提供、投票買収、債務の督促等あらゆる陋手段」がとられたという。
- 25) また、大正14年5月19日付『東京日日』は、功勞ないし同志の結束の能否についても「相当考慮する必要がある」として、稲垣太祥、山口弘達、京極高德、京極高備、堤雄長、五辻治仲らは会に対する功勞その他の意味から再選組に入れられるであろうし、竹屋春光や大給近孝は会務不熱心、大浦兼一は病氣という理由からそれぞれ再選の見込みが乏しい、と推測している。
- 26) 大正4月15日付『東京朝日』
- 27) 大正7月11日付『東京朝日』
- 28) 大正6月6日付『東京朝日』
- 29) 大正14年7月14日付『東京朝日』、青木信光談
- 30) 中川良長「想ひ起す縦横無礙の怪腕」(尚友倶楽部編・刊『水野直子を語る・水野直追憶座談会録』ブックレット19、2006年、所収、114ページ)、なお、この点については伊藤隆・西尾林太郎「水野直日記－大正11・12年」、東京大学社会科学研究所編・刊『社会科学研究』34巻6号、177ページを参照されたい。
- 31) 大正14年6月13日付『東京日日』
- 32) 大正14年6月8日付『東京日日』